

一般市道西木屋町通の違法放置物件について、道路法44条の2第1項の規定に基づき除去し、同条第2項の規定に基づき保管していますので、同条第3項の規定に基づき公告します。

平成30年6月1日

京都市長 門川 大作

1 除去した違法放置物件

名称又は種類	形状（単位：mm）	数量
カラーコーン	三角赤色 H=600	20個
カラーコーン重り	2kg	60個

2 除去した違法放置物件の放置されていた場所

下京区真町90-1地先

3 違法放置物件を除去した日

平成30年5月25日

4 違法放置物件の保管を開始した日

平成30年5月25日

5 違法放置物件の保管場所

南部土木事務所（南区東九条殿田町70-2）

6 連絡先

建設局土木管理部南部土木事務所 TEL（075）691-3158

（南部土木事務所）